

第 6 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録  
会長 笹沼恭一は、令和 2 年 1 2 月 1 1 日午前 9 時 3 0 分、水戸市農業委員会総会を  
水戸市本庁舎 4 階中会議室に招集した。

出席委員（15名）

1 番 江 橋 健 男	2 番 高 橋 基	5 番 今 関 征 一
6 番 深 谷 泉	9 番 雨 谷 克 己	1 3 番 市 村 正 司
1 4 番 吉 澤 勇	1 5 番 笹 沼 恭 一	1 7 番 皆 川 晃
1 8 番 伊 藤 明 美	1 9 番 軍 地 美 代	2 0 番 高 安 幸 一
2 1 番 園 部 優	2 2 番 大 圖 金 雄	2 4 番 外 岡 健 寿

欠席委員（8名）

3 番 渡 邊 隆 文	4 番 立 原 清 子	8 番 一 木 克 昭
1 0 番 安 藏 久 男	1 1 番 皆 川 重 文	1 2 番 浅 井 紘 一
1 6 番 関 成一	2 3 番 小 島 雄 一	

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	関 拓 也
農地係	塚 田 一 平		

内 容

1. 議事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可について
- 議案第 4 号 土地現況証明願いに対する承認について
- 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第 6 号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について
- 議案第 7 号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議について
- 議案第 8 号 営農型太陽光発電設備の設置に関する申合せ事項の決定について

## 2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第6号 農地改良協議に対する同意について

報告第7号 農業委員会法改正5年後調査の回答について

## 会 議 の 概 要

事務局 おはようございます。本日参加予定の委員の皆様、全員おそろいでございますので、会長、開会をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。

今年も残すところ、あと何日もありません。何かと気忙しい中、皆様に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

あっという間に1年が過ぎたような感じがしております。年が明けて、何といても話題の中心は新型コロナ感染症です。第1波が終わりまして、第2波、今は第3波です。結果論になりますけれども、我々としては、昨年11月に予定しておりました研修視察旅行ですが、2月の4日から6日に行くことができよかったですと思います。

新型コロナ感染者数もどんどん増えていまして、本日のニュースでは、日本国内では2,977名の方が昨日感染したとのこと。あらゆる県で記録を更新しております。アメリカでは、何と3,000万人の方が感染しているというような状況であります。

ただ、その中でも、ようやくワクチンの接種が始まりまして、これが我々、受けられるようになるのはいつになるのかちょっと分かりませんが、遅くとも夏前には受けられるのではないかという気はしております。

そういう状況でありますので、この感染症には、後遺症が残ると言われていますので、ぜひならぬでいただきたいと思っております。マスクの着用がワクチンの接種と同等の効果があるということでございますので、消毒と、それからマスクの着用をやっていただきたいと思っております。

そういう中で、本日の総会ですけれども、皆様方には慎重審議をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

議 長 それでは、ただいまから第6回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名、欠席委員は8名です。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、議長より一任をさせていただきます。  
9番の雨谷克己委員、そして13番の市村正司委員、よろしくお願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第6回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が25件、農地法第4条の審議案件が5件、農地法第5条の審議案件が31件、土地現況証明が1件でございます。

報告事項としまして、農地法第3条の3届出が5件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が15件、制限除外の農地の移動届出が3件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が4件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして93件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 議案に入ります前に、私の担当地区については、関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を17番、皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。  
まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

この案件について、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。  
事務局から説明させます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。  
事務局から説明をいたします。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたします。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたします。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

8番、一木委員の代理発言であります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

8番、一木委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20番、高安です。

8番、一木委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。



高安委員 20 番, 高安です。

8 番, 一木委員の代理発言です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20 番, 高安です。

8 番, 一木委員の代理発言です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20 番, 高安です。

8 番, 一木委員の代理発言です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議を願ひし  
ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条  
第 2 項各号のいずれにも該当しないため, 許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 20 番, 高安です。

8 番, 一木委員の代理発言です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議を願ひし  
ます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたしま  
す。

次に, 第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条

第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21 番，園部です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番，雨谷です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 19 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 19 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2 番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

本案件につきまして、調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6 番，深谷です。

12 番，浅井委員の代理発言になります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 22 項と第 23 項は関連がございますので，併せて上程いたします。  
事務局から説明させます。

事務局 第 22 項と第 23 項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

契約内容は，第 22 項については贈与，第 23 項については売買であります。受人は父から農地を受贈し，また譲り受け，耕作を引き継ぎたい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 6 番，深谷です。

第 22 項，第 23 項ともに 12 番，浅井委員の代理発言になります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ、法令に照らし許可相当と思われま

す。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 25 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 25 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま

す。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。



議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

今関委員 5番、今関です。

この件に関しまして、調査検討したところ、法令に照らして許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見ですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当であるとのことのご意見でございますが，いかがでしょうか。  
（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，申請人は平成29年12月に一時転用許可を受けて資材置場を設置していますが，引き続き使用したい旨の申請でございます。申請地は，広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されます。

なお，備考欄に記載のとおり，申請地には太陽光発電設備の構造物が設置中のため，違反転用疑いとして指導中であります。

以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたとおり，本申請は，平成29年に資材置場の目的で一時転用許可を受け，今月をもって許可期間満了を迎えるため，引き続き資材置場として使用するため，恒久転用申請があったものです。

しかしながら，現地には太陽光発電設備構造物が設置され，申請者は農業委員会からの再三の指導にもかかわらず，資材置場として使用することがなく，売電事業を営んでおります。

今回のこの申請書の事業計画にも，はっきりと太陽光発電設備を設置し，売電を行っている旨の記載がしてあります。申請内容と現地の状況に大きな相違が生じております。

ここで私からの提案になりますが，本申請に関しては，調査会を設置して，地区担当委員だけではなく，複数の委員によって，申請者からの意見聴取や現地確認を行うなど，より慎重な調査を行った上で，来年1月の総会で再審議をしていきたいと考えておりますが，このことについてのご意見はありますか。

市村委員，お願いします。

市村委員 13 番，市村です。この件につきまして，調査会を設けて来年1月の総会で再審議とのことですが，一時転用許可期間が明日満了を迎えるにあたり，今月の総会の審議結果は農業委員会でどのように回答すべきなのでしょうか。

議 長 それについては，保留という形を取らざるを得ないかと思います。それによって，先ほど説明したように調査会を設けた上で，来月1月の総会で再審議するというものでどうでしょうか。大丈夫ですか。

市村委員，お願いします。

市村委員 そうすると，一時転用許可期間が明日までの期限だけれど。12月に通常ならば決めるが，今回は保留ということですね。

議 長 回答は，保留という回答です。本人申請ですから，申請人には事務局で本日の総会の結果は伝えなければならないと思います。

ほかにはご意見ございませんね。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは，異議なしということでございますので，異議なしと認め，今月の審議は保留とし，調査会を設置することと決定いたします。

なお，調査会委員の人選については，事前に運営委員会において調整を行っておりますので，調整案を事務局から発表させようと思うのですけれども，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め，事務局から案を発表させます。

事務局 それでは，案を発表させていただきます。

会長代理の皆川晃委員，中部地区対策班長の今関委員，地元飯富地区の園部委員，隣接山根地区の吉澤委員，同じく隣接国田地区の高安委員，以上5名の委員でございます。

議 長 ただいま事務局から5名の委員を発表させていただきましたが，この5名の委員を調査会の委員とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，調査会の委員を決定

いたします。

なお、調査会の委員は、総会終了後に調査の日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

16番、関委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 関係委員から許可相当であるとのご意見でございますが、いかがでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。11番，皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，水道，下水道が埋設された道路に面し，500メートル以内に病院が2か所以上あることから，農地区分は第3種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番，皆川です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院が2か所以上あることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地の一部は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に保育園と特別支援学校があることから、農地区分は第3種農地、及び広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と資料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 17番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。



なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番、皆川です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 8 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 8 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地の一部は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500 メートル以内に小学校と病院があることから、農地区分は第 3 種農地と、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番、皆川です。

15 番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、水道、下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院が2か所あることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。

15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，水道，下水道が埋設された道路に面し，500 メートル以内に小学校と幼稚園があることから，農地区分は第 3 種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17 番，皆川です。

15 番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定がございます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 17番、皆川です。

15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

園部委員 21 番、園部です。

調査検討をした結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番，大圖です。

16 番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番，大圖です。

16 番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。

議長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見を願います。

雨谷委員 9番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願います。



議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 21 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 21 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 22 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 22 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 14 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 23 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 23 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

吉澤委員 14 番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 24 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 24 項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。

申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分

は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。

申請地は, 宅地や山林に囲まれた小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。

なお, 市の建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番, 吉澤です。

調査検討の結果, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に、第 26 項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第 26 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14 番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 27 項を上程いたします。  
事務局から説明をさせます。

事務局 第 27 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、宅地や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13 番、市村です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、

ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 28 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 28 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されませんが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をよろしくお願いいたします。

外岡委員 24 番、外岡です。

23 番、小島委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 29 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 29 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第 1 種農地と思料されませんが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の例外規定がございます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24 番, 外岡です。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 30 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 30 項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22 番, 大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 31 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第31項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。

申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 22番、大圖です。

この件も調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 別紙1をご覧ください。

議案第4号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第1項、水府町の畑、71平方メートルの土地について、土地現況証明願いがあり、農業委員3名で現地調査をした結果、証明を可としております。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定

いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

この中に、外岡委員に係る案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(外岡委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明させます。

事業担当課 お手元の資料、別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは、外岡委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書の一覧の22ページに載せてございます。22ページの170番、174番の計2筆となります。

こちらは、田が再設定のみで3,540平方メートル、設定期間5年間、設定者2名、取得者1名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年1月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま、事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、外岡委員に着席を求めます。

(外岡委員着席)

議 長 それでは、事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和2年農用地利用集積計画書の集計において内容を申し上げます。



表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が26万6,740平方メートル、うち再設定19万5,449平方メートル、畑が6万2,287平方メートル、うち再設定5万4,557平方メートル、設定者96名、取得者57名、うち再設定を設定した78名、取得者48名でございます。

利用権設定年月日は令和2年12月18日、令和3年1月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の許可要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明させます。

事業担当課 お手元の資料、別紙3をご覧ください。

では、議案第6号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和2年農用地利用配分計画書(案)について、集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定の合計につきましては、田が再設定のみで3万8,717平方メートル、畑が再設定のみで7,324平方メートル、設定者1名、取得者5名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日は、令和3年2月1日に予定されております。

農用地利用配分計画(案)の一覧につきましては、次のページから記載してございます。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。

議案第 6 号につきまして、説明は以上でございます。

議長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

これで担当者は退席します。

次に、議案第 7 号 水戸農業振興地域整備計画の変更を上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 農政課の照山と申します。

今回、10 月受付分をご説明する前に、前回、令和 2 年 4 月決定分の状況についてご報告いたします。

本日お配りしたお手元の資料の右上に「総会参考資料、令和 2 年 12 月 11 日」と書かれた A 3 版の 3 枚つづりの資料をご覧ください。資料名は「前回審議案件（令和 2 年 4 月受付分）に係る水戸農業振興地域整備計画の変更後の手続き状況」でございます。

ページを開いていただきまして、4 月受付分につきましては、6 月の農業委員会総会及び市の農振協議会を経まして、茨城県県央農林事務局と協議をしまいに、法定の手续に進みました。本日は、その状況についてご報告いたします。

まず、重要な変更の案件 1 でございますが、県との協議で可となり、除外が完了しております。

案件 2 につきましては、関係機関からの意見回答待ちとなりまして、次回の農振協議会で再度協議ということで、継続協議となりました。

その他、案件 3 から 2 ページの案件 17 までは、県と協議で可となりまして、編入案件については編入、除外の件については除外が完了しております。

前回分の報告は以上でございます。

続きまして、議案第 7 号でございます。

お手元資料の別紙 4、議案第 7 号 水戸農業振興地域整備計画の変更に係る協議に

ついでご説明させていただきます。

まず、ページを開いていただきますと、水戸市全図として、申出案件の位置図がございます。

その次のページは、審議案件について、重要な案件1から7、軽微な変更1から2が記載されております。

その次のページからは、各案件の位置図、公図、事業概要図等々がありますので、ご参考に見ながら説明を聞いていただければと思います。

まず、案件1でございますが、資料は1ページから6ページでございます。

こちら、温室の建設の案件なんですけど、前回、6月の農業委員会等々でもありましたが、申出地を所管する渡里台土地改良区より、総代会に諮った上、回答するという意見から、6月の農振協議会において継続審議となった案件でございます。4月の申出時より変更はございませんので、詳細については省略させていただきます。

土地改良の意見書につきましては、11月9日に、事業の目的及び変更内容についてはやむを得ないという回答をいただいております。

続きまして、案件2の説明でございます。

資料は7ページで、案件の2を説明いたしますが、案件2については、案件3と軽微な変更の1と関連がございますので、一括で説明させていただきます。

まず案件2の説明ですが、資料は7から11でございます。除外する土地は、塩崎町地内で、申出人は今回、土地の一部を娘家族に贈与することに当たり、土地測量を行ったところ、住居の一部が隣接した農地を使用していることや、農業用倉庫を建設しているということが判明し、農家住宅の敷地拡張として是正すべき申出でございます。

続きまして、案件3でございます。

資料は12ページから19ページでございます。

案件3でございますが、先ほど娘家族に贈与すると言った娘の案件でございますが、申出人は、土地所有者の子でありまして、現在借家住まいではございますが、手狭になってきたことから、今回、土地所有者から贈与によって土地を取得し、申出時に世帯分離による自己用住宅を建設する計画でございます。

続きまして、軽微な1でございます。

資料は37ページに飛んでいただきたいと思います。

こちら、軽微な変更で、農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する案件でございます。今回、先ほど申しましたように土地の一部を娘家族に贈与するに当たり、土地測量を行ったところ、現在農業用倉庫として利用している土地が農地であることが判明し、農業用施設用地として是正すべく申出を受けております。

以上、案件2、案件3及び軽微な変更を一括して説明させていただきました。

なお、各案件の位置関係は 11 ページ、19 ページ、40 ページにそれぞれ記載しておりますので、お目通し願えればと思います。

資料戻りまして、20 ページをお開きください。

案件 4 でございますが、除外する土地は元石川町地内で、申出人は、現在借家住まいで持家もなく、手狭になってきたことや、実家には継承者がいるため、今回自己所有地である申出地に自己用住宅を建築する計画でございます。

続いて、案件 5 でございますが、資料は 26 ページから 29 ページでございます。

除外する土地は小吹町地内で、申出人は、自動車販売や建設機械販売、自動車の再生加工並びに解体業を営む法人でございます。事業拡大に伴い、既存用地では手狭になることから、今回、土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に資材及び車両置場を設置する計画でございます。

案件 6 に入ります。

資料は 30 ページから 33 ページでございます。

除外する土地は元石川町地内で、申出人は電気工事業を営んでおりますが、これまで使用していた資材置場を返却しなければなくなったため、今回土地所有者から売買によって土地を取得し、申出地に資材置場を設置する計画でございます。

案件 7 に入ります。

資料は 34 ページから 36 ページでございます。

除外する土地は元石川町地内でございます。申出人は、相続した空き家をリフォームし、住むことにしましたが、宅地と道路の間の土地が他人名義であることや、敷地が狭いため、今回土地所有者から売買によって土地を取得し、自己用住宅の敷地拡張をする計画で申出を受けております。

最後に、軽微な変更案件 2 でございます。

資料は 42 ページをお開きください。

軽微な変更により農業上の用途区分を農業用施設用地に変更する土地は、下大野町地内でございます。申出人は農業を営んでおりますが、営農拡大に伴い、新たに米乾燥機等を導入するため、農業用倉庫を建設したいが、既存の用地では手狭なため、申出地に農業用倉庫を建設する計画でございます。

今回の受付分の説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

これで担当課は退席します。

次に、議案第8号 営農型太陽光発電設備の設置に関する申合せ事項の決定についてを上程いたします。

事務局から説明をいたします。

事務局 営農型太陽光発電設備の設置に関する申合せ事項の決定についてご説明いたします。

まず、1番、目的でございます。

近年、営農型太陽光発電設備の転用申請件数及び事前相談が増加しているため、今後、優良農地に営農型太陽光発電設備が乱立し、農地の集積及び集約計画への支障が出ることを懸念されております。

その計画等に支障が生じることのないよう、あらかじめ設置場所を制限すべき農地を規定することを目的としております。

続きまして、2番、営農型太陽光発電設備への転用を制限すべき農地は、(1)農振農用地区域内の農地で、除外された場合は第1種農地に該当し、周辺の農地がおおむね耕作されている農地。

(2)第1種農地に該当し、現に耕作されている農地に囲まれている農地。

(3)第1種農地に該当し、周辺の農地がおおむね耕作されており、集落に接続せず、広がりのある農地の中にある農地。

(4)その他農業委員会が制限することが必要と認める農地を制限すべき農地としようとしております。

次に、3、適用期日は、総会で決定された場合、本日令和2年12月11日を予定しております。

ここで、裏面のイメージ図をご覧ください。

ここに示しておりますのは、先ほど口頭で読み上げて説明しましたことのイメージ図です。

図にあるような広がりのある農振農用地区域内の農地や、第1種農地の真ん中に、今後営農型太陽光発電設備が設置され、強いては乱立してしまい、構造物があることで農地の集積及び集約計画へ支障が出ることをあらかじめ防ぐために申合せ事項としようとするものでございます。

補足になりますが、場所により農地の状況が異なるため、個別に判断を必要とするものもあるかと思いますが、その都度、農業委員と現地調査等を実施するなどして、

制限をすべき農地か否かを判断してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

議 長 事務局から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

江橋委員 1番、江橋です。目的のところで、あらかじめ制限すべき農地を規定するとあり、その規定の仕方を次のページで説明しているんだと思うんですが、この規定を設けること、これは市独自の発想なのか、県なりそういうところの上部の指導といったものがあるのか、どういう基準で決めるのか、その辺の説明をお願いします。

議 長 これについては、隣接のひたちなか市や茨城町などでの状況、それも併せて、分かる範囲内で事務局から説明をお願いします。

事務局 ご質問についてご説明いたします。

近隣市町村につきましては、各市の状況がございます。具体的にこのような制限について規定している市町村は把握してございません。今後、状況が変わり次第、新たな情報をこちらでも入手していきたいと思っております。

先ほどご質問にございました市の独自のものかということについてですが、水戸市の農業委員会独自の制限申合せ事項になるかと思われまます。こちらにつきましては、前に目的で触れましたが、広大な広い優良農地に今後、構造物が乱立してしまう恐れがあると、そういったことで、あらかじめ今のうちに申合せ事項として決めておきまして、今後農地を守るために一定程度制限する考えを定めるため、申合せ事項を決めることにいたしました。

以上です。

議 長 そういうことでよろしいでしょうか。

江橋委員 もう一点は、転用を制限すべき農地の（1）から（4）まであるんですが、（4）は農業委員会としてどう判断するかということでくくられているので、特に問題はないというふうに思いますが、（1）から（3）までについては、資料の次のページにあるように、場合によっては、農地平面のところではない、住宅地の近くにあるような農地はどうするのかというような疑問が出たときは、この（4）のように判断していくという理解でよろしいですね。

議 長 この（４），農業委員会が制限が必要と認める農地，これについては，今，このところ営農型太陽光発電設備の申請が増えていることが背景にあります。

それについては，やはり基本的には農業委員会で阻止するということはできないんですけれども，ここにある申合せ事項については，今後農業委員会においてもテーマになろうかと思うんですけれども，まだ始まったばかりだと思うんですが，今後どんどん広がっていくような風潮になっているんです。

これは地域の問題にもなりかねないので，そういうところは申合せ事項によって制限していく必要性が出てきました。これが全てというわけではないですが，このところ，太陽光の反射による被害や，あるいはこれは営農型に限らないことですが進入路についてなど，いろいろな地域とのトラブルも発生しているようですので，この申合せは本日から適用することにはなっていますけれども，いろいろな協議を重ねて形付けをしていかなければいけないと思っております。

事務局，他にありますか。

事務局 その他，特別にはございませんが，先ほどご質問にありましたとおり，申合せ事項の（４）は，状況に合わせて農業委員と一緒に現地調査するなどして，その農地が制限すべきか否かを判断してまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長 12月11日，本日からですけれども，このことについて適用を決定するということでは，ご異議ございませんか。

深谷委員 6番，深谷です。申合せ事項とは少しずれるかもしれないんですけれども，私の地区でもこういう営農型太陽光発電設備が設置されているんですが，全て作物が作られていない状態なんですよ。その辺はどのようにしたらいいのか，悩んでいるとか，困っているところなんですけれども，その辺はどのような形になるのでしょうか。

議 長 確かに太陽光発電パネルの下は日陰になるわけです。営農型太陽光発電設備の申請時に耕作される作物は，日陰でも栽培することができるもの，例えばサカキだったりが多いです。実際，私の担当地区近辺ではきちんとやっているところが多いんですけれども，場所によっては今，深谷委員が言われたように，申請時はそういった内容で申請をされても，実際は耕作されていないというようなことが起きているんだと思うんです。

そういうことは確かにあると思うので，これはやはり農業委員会としても許可をしたということでもありますので，やはり監督というか，地域性もありますので，そうい

った情報を収集して、何らかの対策は講じなければならないとは思っております。

でなければ、やはり農業委員会で許可したことについて、地域でなぜ許可したのかというようなことにもなりうるので、ただ、許可はしなければいけないことなんですけれども、その後についての指導は考えているところであります。

事務局はその辺で何かありますか。

事務局 ご質問について補足させていただきます。

先ほど、議長からお話がありました指導していくということに補足としまして、営農型太陽光発電設備の設置については年に1度、設置事業者、営農者から農業委員会へ報告書を提出する義務がある制度でございます。太陽光発電設備の下部で営農することによって、第1種農地、農振農用地でも設置できる制度でございますので、事業者から報告書の提出がございましたら、現地調査などをしていきたいと思っております。

あと、近年の許可でして発電設備が設置されて間もない状況でございます。事業者によっては、作付が時期的にできなかった、あとは資材が手に入っていないという状況を事務局で現在把握しております。鯉淵町の2つの案件は来年度に作付がされる予定で把握しております。また、五平町の案件につきましては、資材が入ってこないということで、来春4月以降には耕作される見込みということで報告を受けておりますので、補足させていただきます。

以上です。

議長 そういうことでよろしいでしょうか。

ほかにはございますか。

どうぞ。

雨谷委員 9番、雨谷です。事務局から営農型太陽光発電設備の設置の件に関して相談があり、現地調査してくれないかということで調査しました。広がりのある農地の真ん中に1反部くらい営農型太陽光発電設備を設置したいという相談です。一番確認したいことは、やはり先に話があったように耕作されなくなってしまう場合についてです。

土地所有者、耕作者が耕作をするということなんですけれども、本当に20年間30年間続けられるんですかというようなことですね。耕作しなくなってしまった場合、制度的にどうなるのか、この太陽光発電設備はどうなるのかということがあったので、土地所有者と話しをしたところです。やはり最低20年間そこで耕作を続けていくならいいけれども、これから次の代の若い農家が集落営農や法人化して大きく農業をや



るなんていったときに太陽光発電設備は非常に支障があるので、今回は計画をしないことになったとのことによかったですけれども、やはり最低限、本当に継続して耕作できるのかということをよく申請者に確認したほうがいいと思います。

そういうことです。意見として。

議 長 まさにそのとおりだと思います。

今の事務局の説明の中で、許可をするに当たって、営農の計画と報告の提出を1年に1回義務づけており、それが約束されていればいいことです。そういうことでありますので、その部分がやはり最重要かなと思うんです。

先ほど雨谷委員が言われたのは、耕作する営農計画で許可を得て、ところが実際には耕作がされない場合です。さらに、この営農型太陽光発電事業の場合は20年という事業期間の長さがあります。果たして20年間それが続くか心配ということです。

これを農業委員会が、第1種農地で許可するということでありますので、設置事業者の指導を、やはり年に1回、もしくはそれ以上、地域の苦情でもあればそれはしていかなければいけないと思うんです。

事務局では、農業委員がいるわけですから、何か問題があればすぐに出向いていて、どのような問題になっているかということは調査や報告をしてください。

他にはございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは、本日、令和2年12月11日から適用していくということでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしということですので、異議なしと認め、決定することといたします。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、第5号、第6号につきましても、資料のとおりでございます。

事務局 続いて、資料4ページでございます。

報告第7号 農業委員会法改正5年後調査の回答についてということであります。

資料、字が小さくなっており、ボリュームもありまして、個々に説明というのは今日は割愛させていただこうと思うんですが、内容につきましては、平成28年に農業委員会等に関する法律が改正となり、5年が経過するに当たりまして、国でもいろいろな課題、問題点を抽出したいということで、全国の農業委員会を対象にアンケートがありまして、既に内容につきましては、会長決裁のもと報告をさせていただいておりますが、農業委員、推進委員の選任方法でありますとか、農業委員会の業務の在り方など、非常に多岐にわたったアンケート内容となっております。内容的にも重要な中身でしたので、今回報告事項として記載をさせていただいております。

説明ができなく申し訳ありませんが、時間があるときにお目通しをいただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

議長 以上をもちまして、第6回総会を閉会といたします。

慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午前10時50分